

社援基発0523第1号
平成30年5月23日

各

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公 印 省 略)

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の一部改正について

標記については、昭和63年2月12日付け社庶第30号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」により取り扱っているところであるが、今般、下記のとおり改正したので、御了知願いたい。

記

1 改正内容

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日付け社庶第30号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長連名通知）を別紙のように改正する。

2 適用

この通知は、平成30年度に行われる社会福祉士試験及び介護福祉士試験から適用する。